8.3 内航海運暫定措置事業

内航海運暫定措置事業は、運輸大臣(現国土交通大臣)が 1998 年 5 月 15 日に認可した内航海運暫定措置事業規程に基づき、日本内航海運組合総連合会により、内航海運組合法上の調整事業として同日より実施されており、現在までの実施状況は資料(【資料 8-3-1】)の通りとなっている。同事業に係る解撤等交付金制度については、2015 年度をもって終了、建造等納付金制度に移行した。解撤等交付金制度終了までに約 1,309億円が交付されていたが、当該事業にかかる所要資金の返済原資となる建造等納付金は、これまでに約 1,530億円が納付されている。なお、ピーク時には 855億円に達した本事業の借入金も 2020 年度末時点では、17億円にまで減少してきている(出所:「内航海運の活動 令和3年度版」)。(本事業の概要および終結に向けた環境整備等については『船協海運年報 2015』「8・3」を参照。)

内航海運暫定措置事業については、上記交付金と納付金の収支が相償った時点で終了することとされてきたところ、2021 年 8 月の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構への借入金返済をもって同収支が相償い終了することとなった。